

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-621	一組のテレビ受像機セット

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H4-30	一	一組のテレビ受像機セット	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
一組のテレビ受像機セット			
定義			
一組のテレビ受像機セットをここに分類する。 一組のテレビ受像機とは、「テレビ受像機」及び「テレビ台」を少なくとも各一品以上含むものをいう。			
分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
物品名では分類しない。組物の要件を満たすものを分類する。 例えば、 <ul style="list-style-type: none"> ・物品名が「一組のテレビ受像機セット」であっても、組物として成立しないものは分類しない。 ・物品名が、単に「テレビ受像機」若しくはそれに類するものであっても、組物として認められる場合はここに分類する。 分類初期付与時は機械的に物品名で判断し、最終判断は審査官が行う(必要に応じて査定前に分類変更を行う。)。			
過去に分類した物品の名称			
一組のテレビ受像機セット	テレビジョン受像機		